

農地・森林の不在村所有者に対する インターネットアンケート調査結果 概要

1. 農地・森林の不在村所有者数、不在村所有者のうち相続時に何も手続きをしていない所有者（「相続時未手続所有者」）の推計 2
2. 農地・森林の不在村所有者の所有実態と相続時未手続所有者の特徴 3
3. 農地・森林の不在村所有者の相続実態 4
4. 農地・森林の不在村所有者の所有地の管理・利用に対する意向／所有地の存在を意識する機会 5

①調査方法: インターネット調査会社に登録しているモニターにアンケート調査票を配信し、
(1)不在村所有者を抽出するためのアンケート調査(スクリーニング調査)
(2)スクリーニング調査で抽出された不在村所有者に対するアンケート調査(目標サンプル数(600ss))を実施

②調査対象: 大都市(人口30万人以上の市、東京23区、県庁所在市の計108市区)に居住する30歳以上の人(176,899人)

③調査期間: (1)スクリーニング調査 平成23年8月29日(月)~9月5日(月)
(2)本調査 平成23年9月6日(火)~9月12日(月)

④回収結果: (1)スクリーニング調査 2,121ss(出現率1.20%(全年代平均))
(2)本調査 629ss(農地所有者313ss、森林所有者316ss)
※年代×森林・農地の各セルで100ss確保できるよう割付を実施

※用語の定義

- 不在村所有者 : 居住地とは異なる市町村に農地・森林を所有している人
- 相続時未手続所有者 : 不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農協への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定の届出のいずれの手続きも行っていない人
- 相続時手続未遂所有者 : 上記のうち、全ての手続きは行っていないが、1つ以上の手続きを行った人
- 相続時手続実施所有者 : 上記のうち、全ての手続きを行った人

1. 農地・森林の不在村所有者数、不在村所有者のうち相続時に何も手続きをしていない所有者（「相続時未手続所有者」）の推計

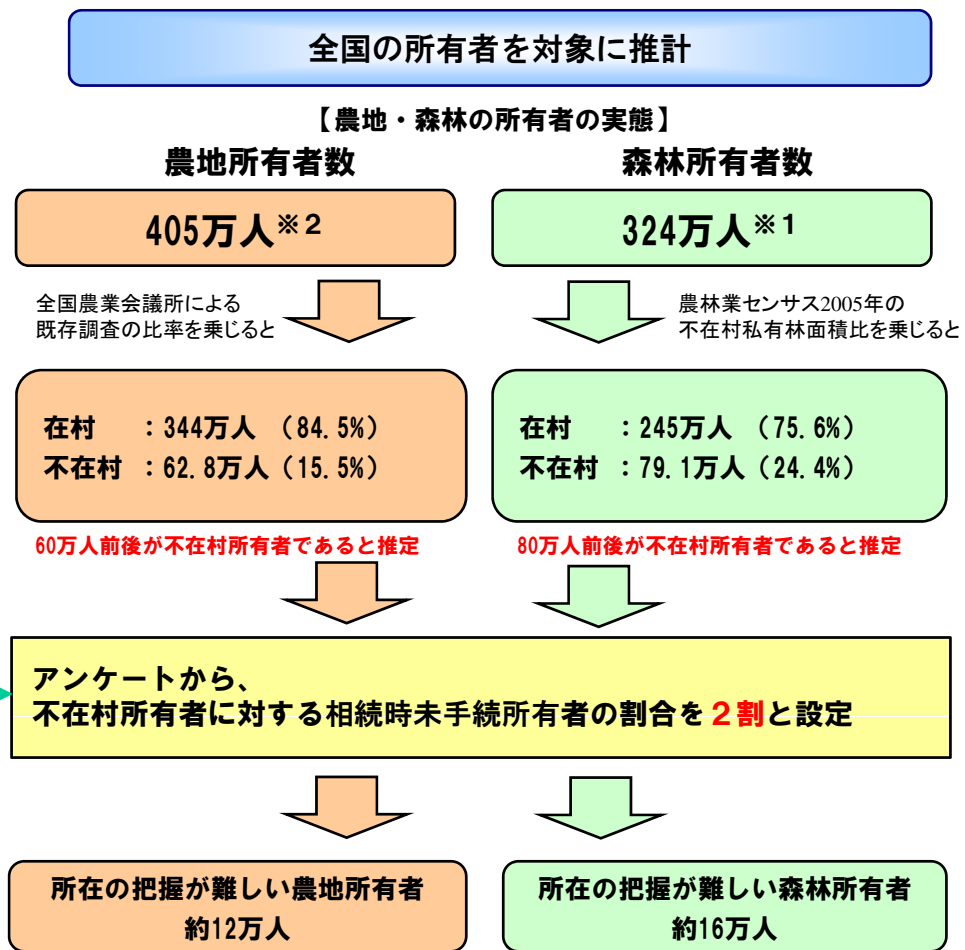
- ・ 農地所有者の7人に1人が不在村、その5人に1人は相続時に何も手続きをしていない（農地所有者の約40人に1人）
 - ・ 森林所有者の4人に1人が不在村、その5人に1人は相続時に何も手続きをしていない（森林所有者の約20人に1人）
- そのため、農山漁村からは所有者の所在の把握が難しい。

■インターネットアンケート調査結果

農地・森林の不在村所有者のうち、
相続時に何も手続きをしていない所有者
約16.4%

- * 1 インターネットアンケート調査における農地・森林の不在村所有者の出現率(約1.2%)と調査対象市町村の人口から不在村所有者数を推計すると約75万人となるが、既存調査結果から推定される数値(農地50万人前後、森林80万人前後)と比較すると過小評価となっている
- * 2 農地・森林を所有していることを全く認知していない不在村所有者は本調査では把握できないので、実際に農山漁村から所在の把握が難しい土地所有者の数は、本推計結果よりも多いものと推測される
- * 3 本調査では、農地所有者の4割弱、森林所有者の3割弱は、農地と森林の両方を所有していると回答している

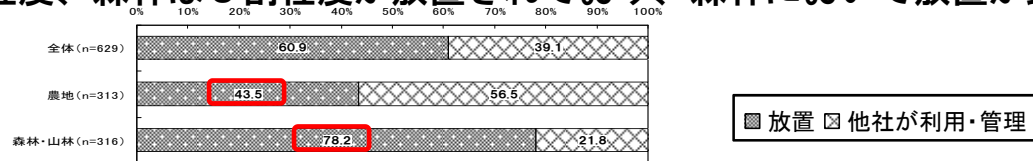
■既往調査・統計に基づく推計



※1: 森林組合統計(2011)における所有者数
 ※2: 農林業センサス(2005)の総農家数+土地持ち非農家数

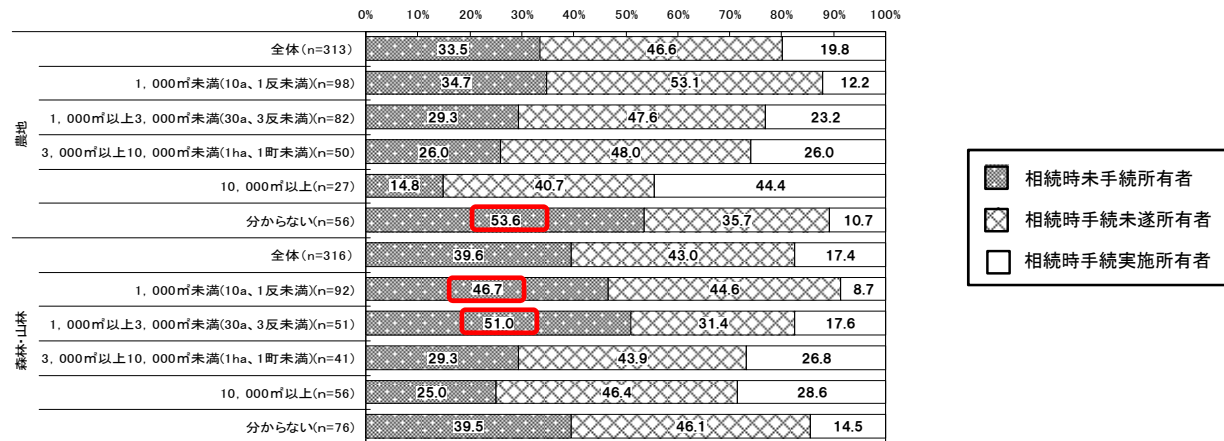
2. 農地・森林の不在村所有者の所有実態と相続時未手続所有者の特徴

■不在村所有者の農地は半数程度、森林は8割程度が放置されており、森林において放置が顕著

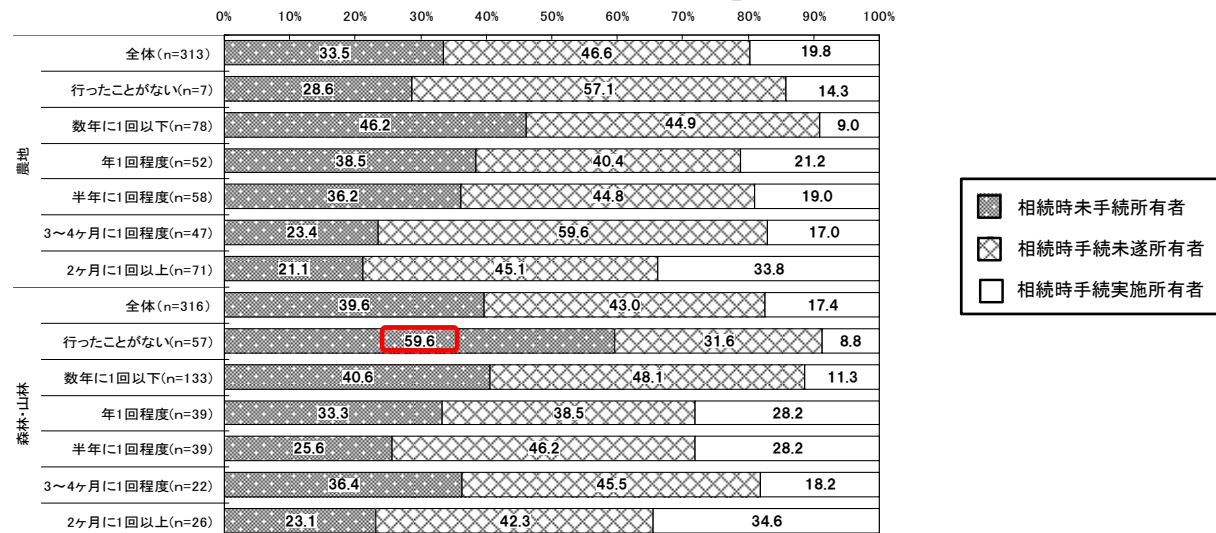


■不在村所有者のうち相続時に何も手続きをしていない「相続時未手続所有者」の特徴

・農地の面積規模を把握していない者(53.6%)、所有する森林の面積規模が30a未満の者(半数程度)で、「相続時未手続所有者」の割合が高い。



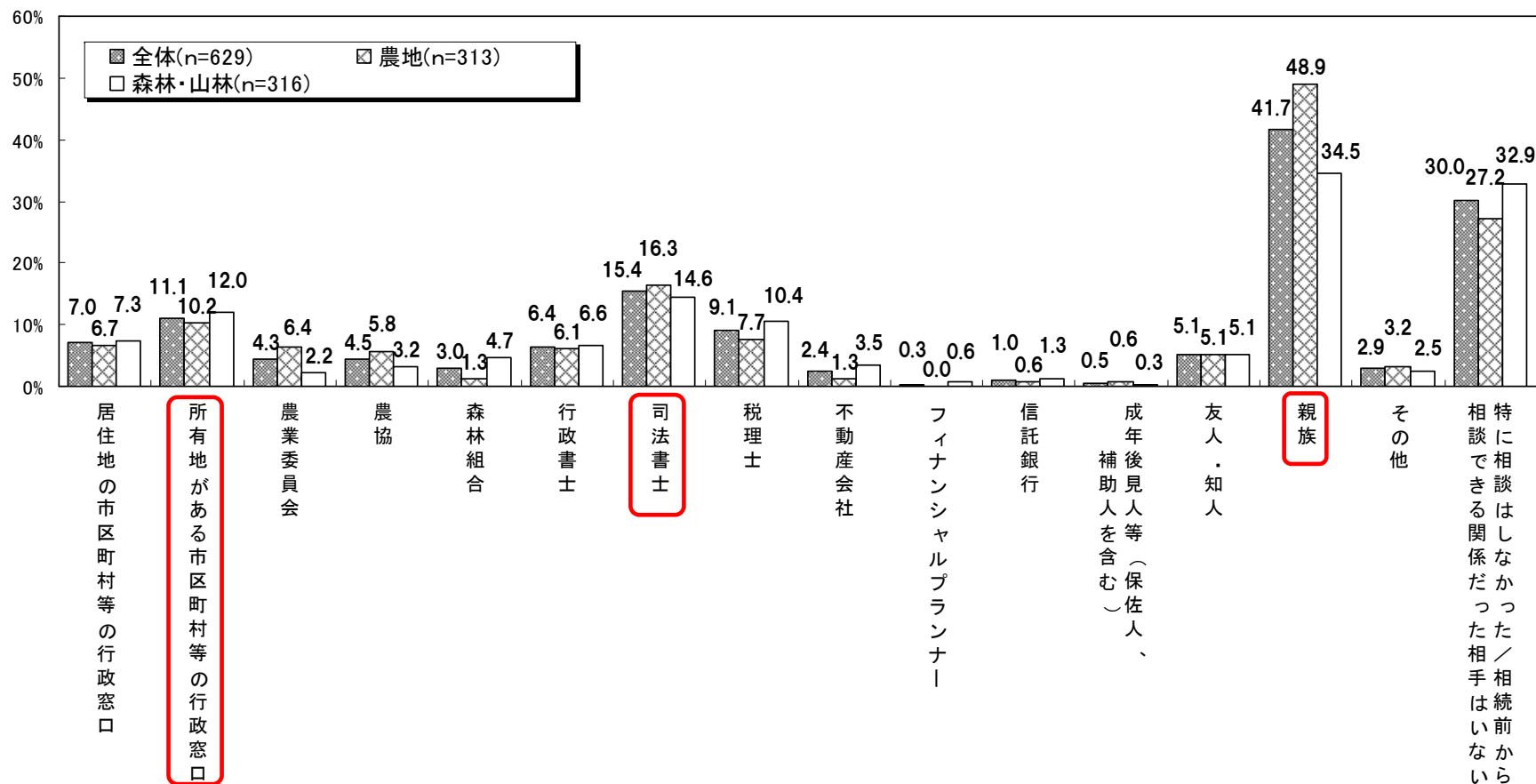
・森林所有者のうち、現地に行ったことがない者では、「相続時未手続所有者」の割合が59.6%と高い。



3. 農地・森林の不在村所有者の相続実態

■相続時の相談相手は、親族、司法書士、所有地のある市町村窓口が上位に

- ・相続時に農地・森林の相続に関して相談した相手としては、親族(農地48.9%、森林34.5%)、司法書士(農地16.3%、森林14.6%)、所有地のある市町村窓口(農地10.2%、森林12.0%)が多い。
- ・相談相手から、特にアドバイスを得なかった人は農地で34.2%、森林で41.5%にのぼる。
- ・居住地別に見ると、近畿地方では農地・森林ともに司法書士に相談する割合が高い傾向がある。
- ・現在、所有地を他者が利用・管理している層は、親族に相談している(できている)割合が、放置している層より高い。
- ・相続時手続実施所有者は相続時未手続所有者に比べ、総じて具体的なアドバイスを受けている割合が高い。また、森林に関しては他者が管理・利用している者は放置している者に比べ、具体的なアドバイスを受けている割合が高い。



4. 農地・森林の不在村所有者の所有地の管理・利用に対する意向／所有地の存在を意識する機会

■ 放置に対する問題意識は森林で特に低い

・所有地を放置しても問題ないと思う割合は、農地で31.0%に対して、森林では50.9%であり、放置したくないため他者に管理・利用してほしいと思う割合は、農地で41.2%、森林で19.9%と農地の方が管理・利用意向が強い。

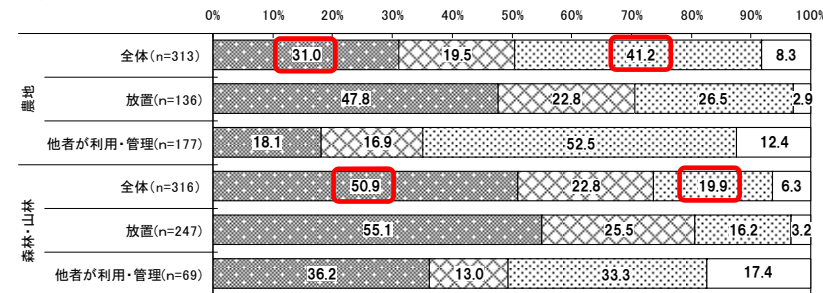
・相続時未手続所有者では、所有地を放置しても問題ないと思う割合が農地で41.0%、森林で59.2%を占めるのに対し、相続時手続実施所有者では農地で21.0%、森林で32.7%にとどまる。

■ 相続時の届出義務化の認知度は2割弱にとどまる

■ 所有地の存在を強く意識する機会は、固定資産税納付書や帰省時が多い

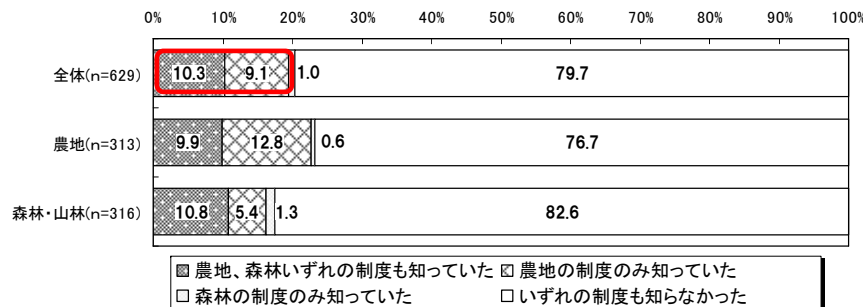
・所有地の存在を強く意識する機会は、「固定資産税の納付書が送られてきたとき」が最も多く(農地53.4%、森林38.6%)、次いで「年末年始やお盆などに帰省したとき」(農地40.9%、森林27.2%)、所有地側から案内や通知が届いた際(農地23.3%、森林24.1%)となっている。

○ 放置に対する問題意識



■ 放置しても、特に問題があるとは思わない(気にならない) □ 放置したくないが、他者による管理・利用してほしい □ 放置したくないため、他者に管理・利用してほしい □ その他

○ 相続時の届出義務化の認知度



○ 所有地の存在を強く意識する機会

